

最高裁秘書第1461号

平成30年4月12日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを別添のとおり送付します。

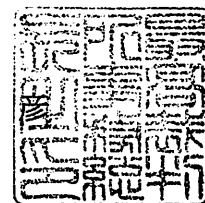
記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第1号

平成30年4月11日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

平成30年4月11日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「本件対象文書の不開示部分が本当に不開示情報に該当するかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」旨主張しているが、当該判断は相当であると思料する。

2 理由

(1) 開示申出の内容

平成29年1月18日に開催された最高裁判所裁判官会議議事録

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成30年3月14日付けで、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 開示した司法行政文書（以下「本件対象文書」という。）の一部を不開示とした理由は以下のとおりである。

(ア) 最高裁判所裁判官会議の議長である最高裁判所長官及び秘書課長の署名及び印影は、いずれも行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。裁判官会議の議事録の署名及び印影は、職務の遂行に係る情報であるが、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような署名及び印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがある。

したがって、これらについては、公にすると特段の支障の生じるおそれがあるため、法第5条第1号ただし書イに相当せず、同号ただし書ロ又はハに相当する事情も見当たらない。

(イ) 罷免となった司法修習生の氏名、修習期及び罷免理由は、全体として当該司法修習生に係る法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。同号ただし書イからハまでに相当する事情も見当たらない。

さらに、司法修習生の罷免に関する事項は、司法修習生の人事事務に関する担当者等の一部の関係職員以外には知られることのない秘密性の高い情報であり、これらのうち、特に罷免理由を公にすると、どのような事案で罷免されるのか（されないのか）といった内容が明らかとなり、今後、同種事案において、事実確認等に係る事務に支障が生じる可能性があるため、法第5条第6号ニが不開示情報として定める情報に相当する。

イ よって、本件対象文書を一部不開示とした原判断は相当である。